

# 令和5年9月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年9月8日(金) 午後2時30分～午後4時00分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之	7	宮地 浩
4	岡本 尚子	6	山口 昇彦	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	3	伊与田 真哉	5	加用 雅啓

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	3	宮崎 幸一		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(7件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(4件)

第4号議案 農用地利用集積計画案(一括方式)について(1件)

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和5年9月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、武井 健治 委員、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号16番 岡崎 誠 委員、議席番号17番 尾崎 征洋 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、古津賀字アソウダ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の84歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、小型耕運機を所有、その他の農機具については譲受人の兄から借りるとのことです。申請地は自宅から約5キロメートルの距離で、耕作面積は7アールとなります。

また、申請地は現在、水稻を栽培しており、取得後も引き続き水稻を栽培していくとのことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、西土佐須崎字下コサキ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴6年の66歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴4年の妻の2人となっております。農機具につきましては、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から300メートルほどの距離で、耕作面積は70アールとなっております。

また、申請地は現在、柿、ゆずを栽培しており、取得後は譲受人が引き続き、柑橘類や季節野菜を栽培していくとのことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、古津賀字国和谷池ノ下 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の61歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、大型のものはリースするとのことです。申請地は自宅から約200メートルの距離となっております。耕作面積は11アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は大部分を果樹園として利用する予定にしており、残りの部分については季節野菜を中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は、下田字上馬越 他 以下議案書記載のとおりです。説明に入る前に、この案件は令和5年7月総会で審議したもので、承認の議決を得ていましたが、許可書を渡す際に申請者から申し出があり、許可を取り消し、申請地を改めて、許可申請をするものです。それでは説明させていただきます。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴3年の63歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴2年の妻の2人となっております。農機具につきましては、畑に大型の農機具が進入できないため所有していないとのことです。申請地は自宅から約15分の距離となっております。耕作面積は8アールとなります。

申請地は現在、一部休耕の場所もありますが、取得後は上馬越ではナスやピーマンなどの季節野菜を中心に栽培し、山ノ神谷では果樹を中心に栽培していくことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5・番号6につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、鍋島字北谷山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数20名で、農作業への従事日数は年間300日となっております。農機具につきましては、トラクター、バックホウ、選果機等を所有しているとのことです。申請地のすべてを取得した場合の4,110アールとなります。

申請地は現在、休耕中ですが、取得後はハウス建設を予定しており、ブドウ等を栽培していく意向であるため、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は、間崎字寺屋敷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴55年の79歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約50メートルの距離となっております。耕作面積は1アールとなります。

申請地は現在、ネギや白菜等の季節野菜を栽培しており、取得後も引き続き季節野菜等を栽培していく意向であり、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

8月25日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。今回取得しようとする申請地の農地については、稻作を続けていくそうです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

こちらの場所は自分がやっているハウスのすぐ近くでして、特に問題は無いと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」の篠田委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（西土佐須崎地区ほか担当）

先日、篠田委員と事務局と3人で現地確認をいたしました。特に問題は無いと思います。現場は草を刈って時間が経っていたのか、若干草が伸びた状態でしたけど、管理はされているように思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 4 番 井上委員（東山・下田地区担当）

8月28日に10時に現地でお会いする約束がとれまして、そこで譲受人とお会いして現地を確認しながら何項目か聞き取り調査をさせていただきました。特に問題はありませんでしたし、その場で、本来ですと譲渡人にも直接お会い出来たらいいんでしょうけど、ちょっと離れている所でお会い出来ないということから、電話をしていただきまして、ご本人に確認をしたところ、間違ひありませんという確認がとれております。

季節野菜を作り、いずれは果樹を主体としてやっていきたいということでやる気もあって色々な話をする中でしっかりとやっていくんだろうなということを感じたことでした。ということで、この案件は適当であると考えております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

今井上委員が言わされたとおりで特に問題は無いと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番・5番・6番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号19番　畠中委員（下田地区担当）

事務局が説明したように、前回申請していたものを取り消して、今回再度申請をしております。4番については8月27日に電話で話して8月29日に現地を確認しました。進入路も狭くて機械が入らず、クワで先代の母親の時代から家庭菜園みたいな形で作っており、譲渡人と譲受人は親戚関係にあるようです。確認したところ、譲渡人は作る意思は無いので買ってもらうようにしたとのことです。

それから5番、6番。両方とも先代から相続をした土地です。今譲受人が大規模に土地を取得して重機を入れて工事をしておりますが、その近くにある申請地3筆の間にまだ1筆交渉中の土地があるようです。それについても親から子供に相続した休耕状態の土地ですが、国営が入って開発をした土地です。

譲渡人も譲受人ももう既に約束をしちょうということですので、承認するという形にしたいと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「7番の関係委員」の加用委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適當である旨の意見をいただいております。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案

のとおり許可することいたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。番号1。土地の表示は、西土佐須崎字下コサキ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月25日、事務局で現地に向かい、須崎地区担当の篠田委員と宮地推進委員立会いんおもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、新築住宅を建築するものです。場所については、江川崎駅より南西へ4.5キロメートルほどに位置する農地で、北側は市道、東側は宅地、南側は農地、西側は宅地となっています。雨水については敷地内に自然浸透させるもの、生活排水については敷地内に埋設している合併浄化槽を経由して、北側の道路側溝へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

なお、届出より前に住宅建設用の資材を搬入していたため、始末著付きでの申請となっております。

申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということになります。

続きまして、番号2。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月28日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と宮地推進委員及び申請関係者立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、高知県幡多土木事務所より北東に約200メートルに位置する農地で、北側は宅地、西側は市道、東側および南側は農地ですが、所有者から転用についての同意を得ています。排水については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し東側市道側溝へ排水、雨水についても東側に隣接する市道側溝へ排水します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号3。土地の表示は、西土佐須崎字大竹 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

この議案を説明する前に、取り消しと取り下げがあります。別紙資料「当初5条許可申請から現在までの経過および時系列」をご覧ください。まず取り下げですが、令和5年1月総会で審議したもので承認の議決を得て、令和5年3月17日付けで許可済となった農地法第5条の案件です。取り下げですが、令和5年5月22日付5条許可申請および事業変更申請の2つの案件であり、令和5年7月総会で審議したもので承認の議決を得て県へ許可申請進達中の案件です。当初の設計図面どおりの転用事業を達成することが困難となつたため白紙に戻すものです。

この議案を説明いたします。令和5年8月25日、事務局で現地に向かい、西土佐須崎地区担当の篠田委員・宮地推進委員及び申請人本人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、営農型太陽光発電施設の設置をするものです。場所については、大宮郵便

局から目黒川沿いの県道を下流に約 700 メートル下り、沈下橋を対岸に渡って市道沿いに約 300 メートル進んだ位置にある農地です。北側の隣接・近隣農地の所有者からは転用についての同意を得ており、東側、西側、南側は公衆用道路のため周辺農地への影響はありません。排水については、雨水について自然浸透、及び申請地南西側にある既存水路に排水します。本申請である営農型太陽光発電施設については太陽光パネルを設置し、その下でブルーベリーの栽培を行うという申請内容となっております。耕作を行う部分の転用面積は太陽光パネルの支柱部分の面積のみとなります。県の許可後 3 年間の一時転用となります。当該申請地は土地改良事業施工地であり農地区分は第一種農地となりますが、営農型太陽光発電施設の設置については転用が許可できる土地があります。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の篠田委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。  
推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（西土佐須崎地区ほか担当）

私の方でも特に問題は無いと思っております。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

先ほど事務局から説明があったとおりで、現地を確認させていただいたところ、適当であると考えております。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

8月28日に事務局、会長、井上委員と一緒に現地調査をしました。この地区もぼつぼつ家が建ってきていますが、特に問題は無いと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」の篠田委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（西土佐須崎地区ほか担当）

問題ございません。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページ、6ページになります。

番号1・番号2は関連がありますので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は入田字札ノ本、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7~10ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、申請地上に建築されていた建物の建築年が平成19年であり、課税状況も宅地での課税となっていることを確認しています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は具同字西高橋 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11ページ、12ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は西土佐奥屋内、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月28日に事務局で現地に向かい、奥屋内地区担当の土居委員

と山口推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 13、14 ページをご覧ください。現地は草木や竹林が生い茂っている状況です。事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に山林となっており現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

1番と2番の非農地証明について、事務局の説明のとおりでございます。現地はもう原野の様相を呈しておりまして、保育所が建っておりましたけれども、保育所はなくなったので更地みたいな状態です。非農地証明の交付については適当と思います。

3番については、平成 22 年頃より耕作放棄して山林に近いような原野の形でございます。ですから、非農地証明の交付については適当だと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

1番と2番ですけど、同じ敷地というか隣同士の土地で 8 月 28 日に現地調査に行きましたが、非農地証明の交付については問題無いと思います。

3番についてですが、耕作放棄して 10 年以上経っており、農地に復元するのは非常に困難な土地だと判断しました。ですので、非農地証明の交付については適当だと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 13 番 土居委員（西土佐奥屋内地区ほか担当）

8 月 28 日、事務局、申請代理人、山口推進委員と現地確認を行いました。現地は耕作放棄されて 10 年以上経過しており、草木が生い茂っている状態です。農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐奥屋内地区ほか担当）

今土居委員が言われましたように、8月28日に現地確認をしてきました。現地は竹等が生い茂っておりまして、農地への復旧は困難であると思います。非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四十万市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は8ページになります。

1番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている中心経営体です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は、令和5年9月8日から令和10年9月7日までの5年間となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

8月30日に電話で聞きました。農地中間管理機構を通じてやっているので間違いないと思います。トラクターとか稻の耕作に必要な装備は一通りかまえているということでございまして、本人と、奥さんが補助で手伝っ

ているということです。稲を中心にして耕作しているということです。間違いないと判断しております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

今も正木委員が言わされたとおり、公社を通じておりますので特に問題は無いと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は敷地字船倉ノ前、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。8月28日に事務局で現地に向かい、後川地区担当の山本委員と武井推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13ページをご覧ください。現地は公共工事により道路の嵩上げが行われる予定となっています。これに伴い、農地も水はけ等の機能維持のために嵩上げを行うものです。形状変更後は玉ねぎ等を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和5年

8月31日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

取り消し願3件と取り下げ願2件の提出がありましたので報告します。別紙で配布しています資料をご覧ください。はじめに、取り消し願の3件から報告します。

1件目は5条許可の取り消しと2件目は3条許可の取り消しです。配布資料をご覧ください。第2号議案の番号3で説明したとおりですが、申請者より当初の設計画面での転用事業を達成することが困難となったため、許可を取り消すものです。取り消し願届出後に、新たな申請が今回の総会で審議したものです。

続きまして、3件目は農地法第3条許可の取消しです。お手元の資料をご覧ください。先ほど、3条許可申請の際に説明したとおりですが、許可書を交付する際に、申請者より申し出があり、許可を取り消すものです。取下げ願の届出後、申請地を改めた申請が今回の総会で審議したものです。

続きまして、取り下げ願の2件を報告します。

1件目は5条許可申請追加分の取り下げおよび2件目は5条許可後の事業計画変更の取り下げです。配布資料をご覧ください。取り下げ理由の内容については、第2号議案の番号3および先ほどの取り消し願の説明と同様です。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。事務局からはございませんか。

○事務局

2点あります。まず農地パトロールの説明をして行きたいと思います。資料が入った封筒が手元にあると思いますのでご確認をお願いします。農地パトロールの実施についてですが、農地法第30条に、農業委員会は毎年一回、農地の利用の状況について調査を行わなければならないとなっております。昨年と同様に、航空写真に前年と比べて利用状況が異なる農地にしるしをつける作業となります。航空写真には遊休農地に赤で色塗りをしております。1年から2年くらいほったらかしにしている農地やかい廢している農地などにしるしをつけて事務局に報告をお願いします。それから、もし農地の転用の許可なく宅地にしているところなどありましたら報告をお願いいたします。実施していただく地区についてですが、調査用の担当地区割表を同封しておりますので参考にしながら分担して調査をしていただけたらと思います。提出は次回の総会日である10月11日までにお願いします。以上です。質問がありましたらお願ひします。

◆議長（福留会長）

農地パトロールについて質問はありませんか。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐方の川地区担当ほか）

航空地図をいただいている分にどういった感じで記載をして提出すればいいかなというところでお伺いしたいと思います。

○事務局

はい、赤ペンとかでチェックしてもらって、事務局に持ってきてもらって説明していただければうちも書き込みながら確認しながらいたしますが、よろしいでしょうか。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐方の川地区担当ほか）

誰の土地かというところまで必要ですか。そこまでは必要ないですか。

○事務局

そこまでは必要ないです。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐方の川地区担当ほか）

分かりました。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

よそではドローンとかを使って、今年なら今年の10月に撮影してそれを基にというようなやり方をしょるところもあるという話を聞いたことがあるんですが、四万十市ではそういう取り組みはまだないでしょうか。

○事務局

うちでドローンを使った地図というのがありません。ただ、入って行きにくいところとかは、例えば川向こうで目の前の農地に行くためにぐるっとまわっていかないといけないとか、そういうところで不便があれば事務局に声をかけていただければドローンありますので、お貸し出来ます。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

分かりました、ならまた連絡させていただきます。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

何年か前にこの地図の赤いところは、小さい道をどんどん行かないといけないようなところまでは確認しなくてかまんと聞いたんですが、今もかまいませんか。奥の奥までは。

○事務局

現実的にそこは絶対に作ってないとかいうようなところであればそこはもうかまいません。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

分かりました。ありがとうございます。

○事務局

もう一件あります。次は地域計画のアンケートに関わるもので、お手元にホッチキス止め「今後の農業経営意向に関する調査へのご協力のお願い」という3枚綴りのものがあるかと思いますが、それをお願いします。このアンケートはまだ検討中で内容等が変更になる可能性があります。地域計画で目標地図とかを作る必要がありますのでこのアンケートをとることになりました。返信用封筒を同封しまして所有者等に送付することとしております。1枚目は依頼文書になりまして、裏面2枚目は調査の趣旨を書いておりますので読んでおいてください。

3枚目のアンケート①「農業経営意向に関する調査票」についてですが、農業経営に関する意向や、後継者の有無を記入するようになっております。個人情報の取り扱いに関しては、同意していただける場合には名前を書いてもらうことになっております。裏面の4枚目についてですが、アンケートに農地の意向に関する調査票については、続きの5枚目の農地一覧に○をつけてもらうための説明文になっております。当てはまる項目を選んでもらい、開始時期に○をつけてもらうようになります。

今回、農地所有者等からアンケートについて聞かれることがあるかもしれません、その時に分かる範囲で説明していただければ助かります。以上で説明は終わります。

#### ○事務局

ちょっと補足します。地域計画を2年間かけて作らないかんがですけど、その手前に、以前農業委員さんが戸別であたっていただいたアンケートがあったと思うんですけど、そうではなくて今度は法令で位置づけられてまして、1筆ごとの土地をどうするかというようなことを確認せないかんという制度になっております。事務局も色々な実態とかやり方とかを確認して、一番簡単な手のかからない内容でということを検討した結果、今まだ案の段階ですけど、こういったアンケートを所有者とか耕作者に送ることとしております。正式に決まりましたら、また周知させていただきます。

なお、四万十市は以前にも言ったように16プランあるんですけど、それを一気にやるのはなかなか難しいです、蕨岡地区と中筋地区を先にやろうかなと考えております。その後その他の地区のプラン等も引き続いてやっていくという形を取りたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

あと、農業委員の募集についてですが、応募期間を8月31日までにしておりましたが、人数が足りていませんので9月25日まで延長しております。応募してくださる方はよろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

#### ◆議長（福留会長）

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~  
四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年9月8日

議長 福留宣彦

署名委員 四十町議

署名委員 尾崎征洋